平成２６年（フ）第４２９号
東京都多摩市永山４丁目２番地16―502、破産手続開始決定時の住所東京都多摩市貝取1474番地の１アルス永山305
破産者　三原　種洋
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５１９号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西10―302
破産者　戸田　　誠
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７２８号
神奈川県大和市下鶴間45番地の１
破産者　日本ホーエイ株式会社
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４５号
岐阜県各務原市蘇原申子町２丁目116番地
破産者　長良川農園こと　大野　　保
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３７号
岐阜県羽島市堀津町須賀南２丁目50番地
破産者　田島　将企
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１８号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋９丁目125番地
破産者　主婦の店互展会協同組合
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２５７号
静岡県伊豆の国市古奈1187番地
破産者　有限会社古奈家
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
静岡県富士市比奈856番地、支店所在地東京都新宿区高田馬場１丁目29番１号　ニチオリ本社ビル
破産者　齊藤紙業株式会社
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１２２号
静岡県富士宮市小泉154番地１帝商ビル２階
破産者　アシストプランニング株式会社
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１９６号
静岡県菊川市加茂4600番地
破産者　株式会社Ｌｅａｆ
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
名古屋市守山区桔梗平２丁目601番地　ネオクレストＳ202号
破産者　岡田　守弘
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第７７３号
京都府相楽郡精華町光台３丁目２番地13
破産者　株式会社サンライズジャパン
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
京都市左京区岩倉西河原町196番地
破産者　有限会社伊勢重酒店
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４６９号
京都市山科区東野中井ノ上町３番地２
破産者　株式会社さちほ
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６０２号
京都府宇治市小倉町神楽田38番地191
破産者　株式会社えびす屋
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５２１号
岡山市中区江崎131番地１
破産者　西浦三智子
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９９号
岡山県倉敷市児島下の町４丁目９番62号　サンライフ東雲２―103、開始決定時の住所岡山県倉敷市児島上の町４丁目14番18号
破産者　西川　寿子
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６号
宮崎県えびの市大字原田3338番地イ
破産者　有限会社ケイズシステム
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４６１号
埼玉県上尾市大字瓦葺1905番地１　ウエストヒルＤ―101、旧住所埼玉県上尾市大字原市3936番地14
破産者　金澤　珠美
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４６２号
埼玉県上尾市大字瓦葺1905番地１　ウエストヒルＤ―101、旧住所埼玉県上尾市大字原市3936番地14
破産者　金澤　　勲
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係